

奈良市非常勤嘱託職員（家庭相談員）募集要項(平成31年4月1日任用)

1. 募集の目的

本募集は、「家庭児童相談室の設置運営について」（昭和39年4月22日付け厚生省発児92号厚生事務次官通知）の第6条に規定される家庭相談員を任用するために行う。

2. 任用予定人数

若干名

3. 業務内容

虐待・発達・養育等、子どもについての悩みを持つ親や保護者、市民全般の相談に応じ、解決のための適切な助言や指導を行う相談業務及び、それらを解決するための関係機関との連携や調整業務。

4. 応募資格

①及び②を満たす方

①昭和29年4月2日以降に生まれた人で、奈良市または奈良市近郊に居住し、人格円満で、社会的信望があり、健康で、家庭児童福祉の増進に熱意を持ちパソコンのワード・エクセルが使える者。なお、普通自動車一種免許を有すること。

②家庭相談員として必要な学識経験を有する者（例：保健師・看護師・保育士など）
※ただし、次のいずれかに該当する人は応募できません。

(1) 成年被後見人及び被保佐人（民法の一部を改正する法律の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含む。）

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 奈良市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

(4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(5) 日本国籍を有しない人で在留資格において就職等が制限されている者

5. 募集・応募手続

①ハローワーク等を利用した求人

②ホームページにより募集

(1) 応募締切 平成31年3月14日（木）正午まで

- (2) 提出書類 ①履歴書（市販の履歴書、写真添付）
②資格証の写し等
③小論文（800字程度、様式自由）
テーマ「家庭相談員として働く上で大切にしたいこと」
- (3) 応募手続 募集期間の平日の午前9時～午後5時までに、本人が奈良市子育て相談課へ提出書類を持参すること。
- ※提出書類に不備がある場合は受理しないこともあります。

6. 勤務条件（条例・規則等の改正により変更されることがある。）

- (1) 勤務場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所子育て相談課
- (2) 勤務時間 平日午前8時30分～午後5時15分の間を基本として、1週間あたり常勤職員の概ね4分の3（1週間あたり概ね29時間勤務）
- (3) 基本報酬 月額171,100円
- (4) 通勤手当 「奈良市非常勤嘱託職員に関する規則」により支給
- (5) 社会保険・休暇 「奈良市非常勤嘱託職員に関する規則」による
- (6) 任用期間 平成31年4月1日～平成32年3月31日
（任用を継続する場合あり）

7. 選考方法

- (1) 書類選考及び面接
- ①内容 提出書類と面接試験により選考する。
- ②日時 平成31年3月15日（金）を予定。面接時刻など日程の変更がある場合はその都度受験者へ電話連絡を行う。
- ③選考の結果 平成31年3月22日（金）頃までに受験者全員に試験結果を郵送で発送、書面をもって通知する。

(2) 任用の決定及び通知

合格者は任用候補者名簿（原則として、任用予定年度末まで有効とする）に登載し、登載された者の中から平成31年4月1日から任用する予定である。ただし、応募資格がないこと及び応募書類の記載内容が正しくないことが判明した場合は合格を取り消す場合がある。また、予算の議決がなければ任用の決定を取り消す場合がある。

※任用名簿登載者（合格者）が、全員任用されるわけではありません。